

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

30万円の書籍セットと少額減価償却資産

Q: 当社は、今期に備付図書として追録式法規集一式全100巻を30万円で購入しました。1巻にすると3千円ですから、少額減価償却資産として一括して今期の経費に算入してもよいでしょうか。

A: 一括で今期の経費にすることはできません。

【解説】

使用可能期間が1年未満であるもの、又は取得価額が20万円未満のものは、企業経理の簡素化等の観点から、事業の用に供した日の属する事業年度で、損金経理を前提としてその全額を損金算入することができます。

書籍の取得価額が20万円未満かどうかの判定は、一般的には1冊ごとに行うのですが、ご質問の法規集は全巻そろって始めて法規集としての効用を発揮するものと考えられますから、1巻当たりの取得価額が3千円であっても、全巻を1単位としてみると、その取得価額は30万円となり、一括で今期の経費として損金に算入することはできないこととなります。

ご質問の場合は、器具備品として資産計上し、その耐用年数は、器具及び備品のその他のものの性格に属しますので、5年として計算し、今期の減価償却費分を損金に算入することとなります。

なお、法規集購入後に支出する追録費用は、通常の維持管理費用と考えられますので、支出の都度損金に算入することができます。

